

さいたま北部医療センター 輸血拒否に対する治療方針

I 輸血拒否に対する治療方針

さいたま北部医療センター（以下、「当センター」という。）は、輸血を拒否する患者さんに対する対応を次のとおりとします。

【救命や重篤な後遺症を避けるため、輸血無しでの治療が困難な場合は輸血を行います】

II 基本的な考え方

当センターでは、輸血をしない治療のために最善の努力を尽くします。しかし、救命や重篤な後遺症を避けるため、輸血無しでは治療が困難と判断した場合は輸血を行います。

このため、患者さんあるいはそのご家族より提示された「免責証明書」や

「絶対的無輸血（※1）治療に同意する文書」へ署名や受け取ることはいたしません。

この考え方は、患者さんの年齢・判断能力の有無にかかわらず適応させていただきます。

※1 絶対的無輸血：たとえ生命の危機に陥り、いかなる事態となっても輸血をしないという立場・考え方

III 輸血を行うに当たっての具体的な対応

1. 手術や処置を行うまでに時間的に余裕がある場合

手術や処置において輸血を行う可能性がある場合には、他医での治療を勧めさせていただきます。その結果、当センターでの治療を希望された場合には治療方針を承諾していただいたものとして、同意を得たうえで必要に応じて輸血を行います。

2. 緊急手術・急変・救急搬送時の場合

救命や重篤な後遺症を回避するために輸血が必要と判断した場合は輸血を行います。

3. 患者さんが未成年（18歳未満）の場合

未成年の患者さんに対しても当センターの方針は変わりません。しかし、親権者の方が輸血を拒否することで手術や処置などが適切に行われないうちに、患者さんの生命や身体に重大な影響をおよぼすと判断した場合には、法律の規定に基づき、児童相談所へ通告いたします。

JCHO さいたま北部医療センター
院長